

## 3. コンテンツ

中国市場には日本のコンテンツに対する強いニーズがあるものの、規制や参入障壁により普及度は低く、そのため海賊版や違法配信が蔓延する状況が続いている。国内産業の保護よりも健全な競争市場と適正な著作権保護体制の構築こそが、中国コンテンツ産業のさらなる発展には効果的であり、外国企業や海外コンテンツに対する規制の緩和や参入障壁の撤廃が必要である。

### コロナ禍の中で成長を模索する中国のコンテンツ市場

中国のコンテンツ市場は世界有数の市場規模を持ち、2019年まで年々拡大してきたが2020年は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況となった。近年の市場概況は以下のとおり。

#### 映画

2020年の中国映画年間興行収入は、前年比68.23%減の204億1,700万元であった。そのうちの83.7% (170億9,300万元) が中国産映画となり、輸入映画の興行収入は2019年の230億9,100万元から2020年は33億2,400万元まで激減した。新型コロナの影響で2020年1月下旬から7月まで178日に渡り映画館が営業休止となり、その後も座席数に対して一定の割合に入場者数が限られたことが減少要因となった。特に輸入映画はハリウッド映画など多くが上映延期となり、2020年は興行収入の上位10位全てを中国映画が占める状況となり国産映画の売上比率が2019年の64.1%から大幅に増加した。Comscore社の推計では米国の2020年映画興行収入は2019年の80%減、約23億ドルにとどまり、中国の年間興行収入は米国を抜き世界最大になったと推計される。なお、日本の同年の興行収入はアニメ作品のヒットがあったものの前年比45.1%減の1432億8,500万円 (邦画の売上比率76.9%) であった。

#### 出版

国家新聞出版署が2020年10月に公表した2019年新聞出版産業分析報告によると、2019年の出版、印刷、発行サービス業 (デジタル出版は含まない) 全体の売上は前年比1.1%増の1兆8,896億1,000万元であった。2019年の図書出版部数は5.87%増の105億9,700万冊、定期刊行物出版部数は4.32%減の21億8,900万冊、デジタル出版の売上は8.56%増の16億5,000万元となった。

#### 音楽

2019年の中国音楽産業の売上は前年比5.4%増の3,950億9,600万元であった。内訳は、デジタル音楽市場が664億元、音楽演出産業が200億4,100万元、音楽図書およびオーディオビジュアル産業が13億4,400万元、音楽著作権運営管理産業が6億9,500万元となった。かつて違法配信が流通していた市場に正規品が流通してきており、主要な音楽配信アプリサービスとしては酷狗音楽、QQ音楽、酷我音

楽、網易雲音楽などが挙げられる。

#### ゲーム

中国ゲーム市場の2020年の売上は前年比20.7%増の2,786億8,700万元と推計され大きな増加となった。ユーザー数は6億6,479万人・前年比3.7%の増加にとどまっており、新型コロナの影響による巣ごもり需要が売上に寄与したと推定される。売上の内訳は、モバイルゲームが32.6%増の2096億7,600万元、パソコン用オンラインゲームが9.1%減の559億2,000万元、ブラウザゲームが22.9%減の76億800万元などと続く。2020年はeスポーツ市場が前年比44.16%増の1365億5,700万元に達した。また、中国産ゲームの中国外での2020年の売上は前年比33.25%増の154億5,000万元に達し、販売先は米国と日本で全体の過半を占めている。

### 外国企業や海外コンテンツに対する過度な規制が存在

従前より以下のような規制や参入障壁があり、日本企業の投資機会の損失に繋がっている。

#### 映画

##### 映画館設立への外資規制

2004年より施行された「外商投資電影院暫定規定」により、外資が独資で映画館を設立すること、および院線 (映画館チェーン管理組織) を設立することを禁止。また、合資・合弁会社設立の場合は、登記資本金において中方の投資割合が51%以上であることが要件となっており、期限も30年以内と定められている。一方で「外商投資ネガティブリスト」の2020年版においては出版物印刷、映画館の建設・経営において、中国側の過半数出資を求める規定が撤廃されており、「外商投資電影院暫定規定」との矛盾が生じている。

##### 輸入・放映に関する規制

国家電影局が映画に関する管理を行っており、日本映画は2012年7月以降2015年4月まで劇場公開されていなかった。日本映画については、合作映画を除くと2015年は2作品、2016年は11作品、2017年は9作品、2018年は15作品、2019年は24作品が上映されたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり2020年は11作品に減少した。

##### 厳しい契約慣行

多くの米国映画は、配給元と海外映画輸入会社 (中国電影集团公司、華夏電影發行有限責任公司) の2社のみが認可されている) の間で「分率」契約 (利益分配方式) が締結され、共同配給の扱いを受ける。一方、慣行により日本を含む他国の映画には「フラット」契約 (版權買い方式) が適用されているが、近年、日本映画も、実質的に利益分配方式に近い内容で契約する事例も増えてきている。

##### テレビ番組・ネット動画配信 (アニメを含む)

##### テレビ制作会社の外資参入禁止

2004年に公布された「中外合資・合作廣播電視節目制

作経営企業管理暫定規定」により、外資との合資によるテレビ制作会社の設立が認められた。しかし、2009年に公布された「一部の広播影視に関する規定と規範的文書の廃止に関する決定」により、テレビ制作会社の外資参入が再び禁止された。

### 海外映画・ドラマの放送時間に関する規制

海外映画・ドラマはゴールデンタイム(19時から22時の間)にテレビ放送することが禁止されている。22時以降の海外枠も米国の大型映画が中心で、日本コンテンツの放送は極めて少ない。また、各チャンネルで一日に放送する輸入ドラマは、その日同チャンネルで放送されるドラマの25%を超えてはならないという規制もあり、海外ドラマが普及しにくい。

近年は海外番組(ドラマ・バラエティ番組)を中国企業がフォーマット購入して中国版を製作するケースも多くなるが、広発[2013]68号「2014年のテレビ番組編成および登記業務の実行に関する通知」(強化版限娛令)により、このような海外フォーマット番組もゴールデンタイムに放送してはならず、新規番組の放送は1年間で1番組を超えないことと規定された。また、同通知の全文は当局のホームページ上で公開されていない。

### 海外映画・ドラマのインターネット上での配信に関する規制

近時、海外の正規版コンテンツを海外における公開と同時または直後に中国国内のネットで公開することによって、非正規コンテンツのネット流通を防ぐ対策に一定の効果が認められているが、2014年9月に公布された「ネット上の海外映画・ドラマの管理について改めて審査審理することに関する規定」に基づく事前審査等の新規規制により正規版コンテンツの迅速な公開が妨げられることによって、非正規コンテンツの流通が再び増加に転じることが大いに懸念される。また、コンテンツの流通に対する当該規制は、中国国内企業が近年構築してきた海外企業との商流に水を差すものである。

### 海外アニメに対する輸入規制・国産アニメ産業の過度な保護

海外アニメに関しても、17時から21時までのテレビ放送は禁止されている。国産アニメの放送枠は、アニメ放送枠全体の7割を下回ってはならないという規制(2008年「テレビアニメ放送管理強化に関する通知」)や、国産アニメを制作した機関はその制作数量と同じ分まで海外アニメを輸入できる(2004年「わが国のアニメ産業発展に関する若干意見」)等の国内産業優遇制度が存在する。また、輸入済みアニメの放送認可が益々厳しくなっている上に、新規に輸入を申請してもなかなか許可がおりない状況が続いている。実際に、日本アニメの新規テレビ放送は2007年以降2020年まで許可されておらず、2021年2月に「はたらく細胞」が新たに放映されたのみで他は再放送のみであった。一方、日本アニメへの視聴ニーズは高いため、CCTVでは劇場版アニメをアニメ枠ではなく映画枠で放送したり、独自審査権により放送したりすることで対応しているが、他のテレ

ビ局では同様の対応は取り難い。また、権利元と正規に契約を結んだ上でネット配信されているアニメについても、社会道徳に危害を加えたとし、取り締まりが強化されているものもある。さらに、この取り締まりの基準が明確に規定されていないため、権利者側の対応が難しい。

### 出版

出版業務への外資参入は禁止されている。また外国書籍の輸入は許可を得た国有企業のみ可能であるが、中国図書進出口(集団)総会社が国内の輸入図書市場の60%以上を取り扱っている状況である。原版の輸入ではなく、中国版を出版する場合は、書籍、漫画は書号(書籍コード)を取得すれば出版できるが、近年は海外の漫画作品の出版許可に対する審査・批准が厳しくなっている。雑誌の出版には刊号(雑誌コード)の取得が必要だが、海外雑誌コンテンツへの単独での新規刊号の認可はおりない。そのため、すでに刊号を取得している中国国内の雑誌と提携し、コンテンツを提供する形での市場参入しかできない。

### 音楽

「外商投資参入ネガティブリスト(2020年版)」においては「映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務」が外商投資を禁止する項目として挙げられている。海外の音楽ソフトの輸入については国家新聞出版署(国家版權局)の審査・批准が必要である。音楽配信においては、国家版權局は2017年9月より国内外の音楽関連企業に対して、1社への独占的なライセンスを避けるよう推奨している。消費者の利益保障、ネット音楽産業の健全な発展等にとっては望ましいものの、一方で、1社のみに対しライセンスを与えることはライセンシーの営業意欲が向上し、ライセンサーとライセンシーの双方にとってメリットがあるが、そのメリットを享受することができなくなる。

### ゲーム

ネットゲームの輸入の場合、新聞出版署の網絡出版服務許可証を取得したインターネット出版サービスの資格を有する会社を通じて行う必要があり、外資系企業のみでの配信、課金活動は実質的に不可能である。ゲームの出版(発行)は国家新聞出版署(国家版權局)の審査・批准を受ける必要がある。

### メディアミックス・各種イベントの開催

外資企業や海外コンテンツへの各方面の規制・参入障壁が原因で、有力コンテンツを核とした、(例えばコミック出版×テレビ放送など)メディアミックスやマーチャンディング、イベント、プロモーション等の実施に大きな制約がある。本来コンテンツビジネス発展のためのブースターには、こうした施策の連動が不可欠であるが、現状では各分野の規制などを背景にして、それぞれが個々の展開に終止してしまっているケースが目立ち、結果としてコンテンツビジネスの大きな成功事例へと育ちにくい状況になっている。こうした分野で経験を有する海外コンテンツの成功事例は、国内コンテンツ企業発展のためにも寄与していくはずである。

## 著作権保護体制や行政手続における懸念事項

著作権法の改正が2020年11月に全国人民代表大会常務委員会にて可決され、2021年6月から施行されることとなった。改正施行される著作権法では、短編動画などインターネット上の新しいコンテンツにも対応する形で権利体系の整理を図るほか取引ルールの整備・権利保護の強化に関する規定が設けられた。特に権利保護に関しては、司法救済において損害賠償額に新たな規定が追加され、故意など情状が重大な場合における5倍以下の懲罰的損害賠償が導入されるとともに、法定賠償額上限も500万円に引き上げられるなど一定の強化が図られた点は評価する。ただし、著作権法改正案や行政手続に関しては、依然として以下のような懸念がある。

### 法定許諾の範囲についての懸念

ラジオ局・テレビ局による放送、新聞・刊行物掲載記事の転載につき無許諾利用（法定許諾）を認める条項については、改正著作権法においては「単なる事実の報道」に限るなど範囲を限定した点は評価できるものの、事実上著作権者からの許諾がなく著作物を利用できることに繋がる恐れは排除できない。著作物の利用は、著作権者との利用にかかわる協議を前提として、無許諾利用は原則排除すべきである。

### 著作権登記制度についての懸念

改正著作権法第12条では、著作物に署名した者を著作権者とする旨の推定規則を示しつつ、著作権登録も実務上基礎的な証拠として扱われ、同条で登録制度は著作権を確定する上で著作権者の推定規則と両輪を成すものとして位置付けられている。現状では登録権利の取消し手続が未整備であり、著作権を冒認登録された場合に権利が守れない懸念がある。中国の著作権登録制度への理解、登録への意識が十分ではないことが多い海外企業の有するコンテンツにかかる著作権については特にこの危険性が高く、現行制度でも日本の多くの著作権が冒認登録されている。

### 著作権集団管理組織に関する懸念

著作権集団管理組織について、主として音楽著作権に関して収入・配分情報等の不透明性に対する懸念が大きいところであるが、改正著作権法第8条によって、著作権集団管理組織制度が今後、強化、拡充されると思われるが、本改正法の実施により多くの権利者に対して情報公開が進むことを期待したい。その他、一つの分野で一つの著作権集団管理組織しか設立できない法制度になっていて、各組織の独占状態が許容されている状況があるが、著作権者の適切な選択肢を確保するためにも今後の規制緩和が期待される。また、著作権集団管理組織に著作権の管理を委託しない権利者がそのことによる不利益が生じないよう、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮が必要である。

### その他の懸念

- ・技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念がある。積極的な回避や改

変行為を禁止する等の回避禁止規制にとどまるべきである。

### 行政手続の簡素化・迅速化

- ・映画、アニメ、ドラマ、出版物への事前内容審査・検閲が存在し、規制基準も不透明である。
- ・中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、複数の官庁が二重三重に規制に関わっている状況も生じており、手続に時間を要する。

### 非正規コンテンツの市場からの排除

中国では、あらゆる分野に非正規版が存在している。映画・アニメなどの映像についてはネットへの無許可・違法配信、漫画など書籍については海賊版およびネット海賊版、音楽については海賊版CDおよび無許可・違法配信、ゲームについては海賊版およびネットへの無許可・違法配信、キャラクター商品については模倣品および非正規ルートの販売などがある。

### インターネットでの無許可・違法動画配信問題

2020年12月時点の中国のインターネットユーザーは2020年3月より8,540万人増の9億8,900万人、そのうち99.7%のユーザーが携帯端末によるインターネットを利用している。版權元にとって、インターネットでの無許可・違法動画配信問題は中国市場において常に大きなリスクである。近年主力動画サイトが日本の人気作品の正規版配信を積極的に展開するなど、一部で版權に関する意識が高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも非常に好ましい。他方で、昨今、海外映像コンテンツに対する政府規制が強化される動きがみられ、市場健全化の流れに水を差すことが大いに懸念される。

### 産業発展や人材の創造性育成への障害

模倣品・海賊版の横行により、版權元が本来得るべき利益を享受できていない。事業者の利益の保護や健全な市場競争こそが、事業者の創造性の育成や産業の発展に繋がる。また、非正規コンテンツへの対応・対策は事業者に負担を課すのみでなく、行政機関や国民にとっても社会的費用となる。改正著作権法では著作権侵害に対する罰則強化等、権利保護強化に関する規定が導入されている点は評価したい。また、さらなる運用の強化を期待したい。

## <建議>

### ① 外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がる。そこで、以下を要望する。

- ・外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。
- ・外資企業でも、ネットでの音楽配信サービス等を運営できるようにしていただきたい。

### ②著作権保護体制の整備・促進、行政手続の簡素化・迅速化

中国コンテンツ産業の発展には、規制緩和とともに、著作権者の権利のさらなる強化が必要である。そこで、「著作権法」や行政手続に関して、以下を国家版權局に要望する。

- ・著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を無効なものとする手続を整備する。
- ・著作権集団管理組織の収入・配分情報、実態、権限等に関して情報公開を進める。また、著作権集団管理組織制度においては、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮し、競争原理を導入し、一つの分野で一つの著作権集団管理組織しか設立できないという制限を取り除く
- ・コンテンツに関する事前内容審査・検閲の規制基準を明確化する。
- ・コンテンツ分野における行政手続の簡素化や迅速化を進める。
- ・職務著作・実演において従業員に奨励を与えることは重要だが、奨励・報酬の方法や金額等については個社の経営判断に委ねるべきであるため、それを法定しない。

### ③非正規コンテンツの市場からの排除

正規事業者の利益を保護し、中国のコンテンツ産業のさらなる発展を促進するためにも、以下を要望する。

- ・積極的な行政取り締まりの継続。
- ・インターネットを介した海賊版や無許可コンテンツの配信・ダウンロードサイトの管理監督を強化する。
- ・著作権に関する紛争が多く、当事者、行政、司法、社会にとって負担となっている状況を改善するため、著作権保護に関する普及啓発等を実施する。